

『令和5年度平塚市生活困窮者支援団体 物価高騰対策補助金』応募の手引



平塚市

補助金の交付申請に当たっては、必ずこの手引をお読みください。

1 事業の目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症禍における物価高騰等の影響により生じている平塚市内に居住する生活困窮者(以下「地域の生活困窮者」という。)の支援ニーズの増加に対応するため、地域の生活困窮者支援に取り組む民間団体の活動経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築し、地域の生活困窮者が今後も安心して生活できるようにすることを目的としています。

2 補助の対象となる団体

次のいずれの要件も満たす団体

- 地域の生活困窮者支援に取り組む団体^{※1}であって、当該活動拠点を市内に有している者
- 本市の自立相談支援機関である「平塚市くらしサポート相談」と連携^{※2}が図られている者
- 平塚市生活困窮者支援プラットフォームにおいて、次のア、イにいずれも認められた者

ア 地域の生活困窮者支援における当該団体による支援の必要性

イ コロナ禍における物価高騰等の影響に伴う支援ニーズの高まりによる事業量の増加

※令和4年度に本補助金の交付を受けた団体については、以下のいずれかの要件についても満たすこと

ア 本補助金を受けた時点から支援ニーズの増加傾向が続いており、平年に比べて支援ニーズが増大していること

イ 支援対象エリアを拡大しているなど、事業を拡大していること

【※1 団体の例】 NPO 法人、ボランティア団体、地域活動団体など

- 補助金の交付申請に当たり、規約、会則等の団体の運営に関する規程(団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの)や役員名簿を添付していただく必要があります。
- 暴力団関係者等が団体の構成員に含まれる場合は、補助の対象となる団体にはなりません。

【※2 連携の例】

- 「平塚市くらしサポート相談」が相談者に対し、団体が行う支援活動に関する情報を提供でき、相談者とその支援活動を利用できる。
- 団体が行う支援活動の利用者情報を、利用者の同意を得た場合に、「平塚市くらしサポート相談」に提供し、ともに必要な支援のあり方が検討できる。

3 補助の対象となる事業

地域の生活困窮者に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、原油価格・物価高騰等の影響を受けて、その需要が増加または新たに生じている支援活動であると、「平塚市生活困窮者支援プラットフォーム」において、必要性が認められた支援活動

※ ただし、次に掲げる事業は除きます。

【補助の対象とならない事業】

- 営利を目的とする事業
- 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に不当に利益を得させる事業
- 事業の主たる目的である事務、事業を実質的に行わず外部委託する事業
- 第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- 事業の大部分が設備整備や備品購入等である事業
- 調査、研究を目的とする事業
- 国、県、地方公共団体（平塚市を含む）から委託を受けて行う事業
- その他補助の対象にすることが適当でないと認められる事業

※ 本事業は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの全部又は一部の期間に実施する事業を補助の対象としています。この期間外に実施した事業は補助の対象にはなりません。

【想定される事業の例】 これらは一例です。

- 生活困窮者に食事や日用生活用品の生活物資を提供する活動
- 居宅や身寄りのない生活困窮者への見守りなどを行う活動
- 孤立しがちな生活困窮者への各種の相談支援やアウトリーチ活動

4 補助の対象となる経費

補助対象経費は、下記の一覧表に記載のある対象経費のうち、上記3の補助の対象となる事業の実施に必要な経費から、補助対象団体の収入額（寄付金収入額を除く）を除いた経費

【対象経費一覧】

令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に支出された

給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費（食事の提供等の地域の生活困窮者支援活動に係るものに限る）、燃料費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めた経費

※ ただし、次に掲げる経費は除きます。

【補助の対象とならない経費】

- ・ 現金給付に要する経費
- ・ 社会通念上、適当な額を超えるものと認められる経費のうち、その超える部分の経費
- ・ 領収書等の支出を証明する書類の提出ができない経費
- ・ その他、補助の対象にすることが適当でないと認められる経費

5 補助金の額

補助金の額は、次の表のとおりです。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	25万円

- ※ 同一の団体が複数の事業を実施する場合は、その複数の事業に係る経費を合計したのに対し、上の表の補助率及び補助限度額が適用されます。
- ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てます。
- ※ 本補助金は、予算の範囲内で実施します。
- ※ 本補助金は、令和5年度の国の交付金を活用した補助金であるため、今年度限りのものとなります。
- ※ 同一の補助対象団体に対する補助金の交付は、1回のみになります。

6 申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

令和6年1月9日（火）から1月23日（火）まで

（土曜日、日曜日を除きます。）

- ※ 提出期限は1月23日（火）必着です。
概ね次のとおり交付決定を行う予定です。
交付決定予定時期：令和6年2月中旬頃
- ※ 受付期間内であっても、交付申請額の合計額が予算額に達した場合、受付を締め切ることがあります。（平塚市ホームページでご案内します。）

(2) 申請方法

「令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付要綱」に基づき、次の書類を平塚市福祉部福祉総務課に、原則持参（持参が困難な場合は、郵送）により提出してください。

【提出書類】

- ・ 令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 領収書その他収支の事実を証する書類（市長が適当と認める場合にあってはその写し）

- 事業報告書（第2号様式）
 - 収支報告書兼交付申請額計算書（第3号様式）
 - 申請団体の決算書（令和4年度分）及び活動状況等が分かる書類
 - 申請団体の概要書及び規約、会則等申請団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できる規程の添付をお願いします。）
- ※ 領収書等の提出ができない場合は、補助の対象経費とすることができませんので、ご注意ください。
- ※ 事業報告書には、今回の物価高騰等の影響による支援対象（ニーズ）及び需要増について、把握している状況が分かるように記載してください。
- ※ その他、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

7 事業の必要性の検討

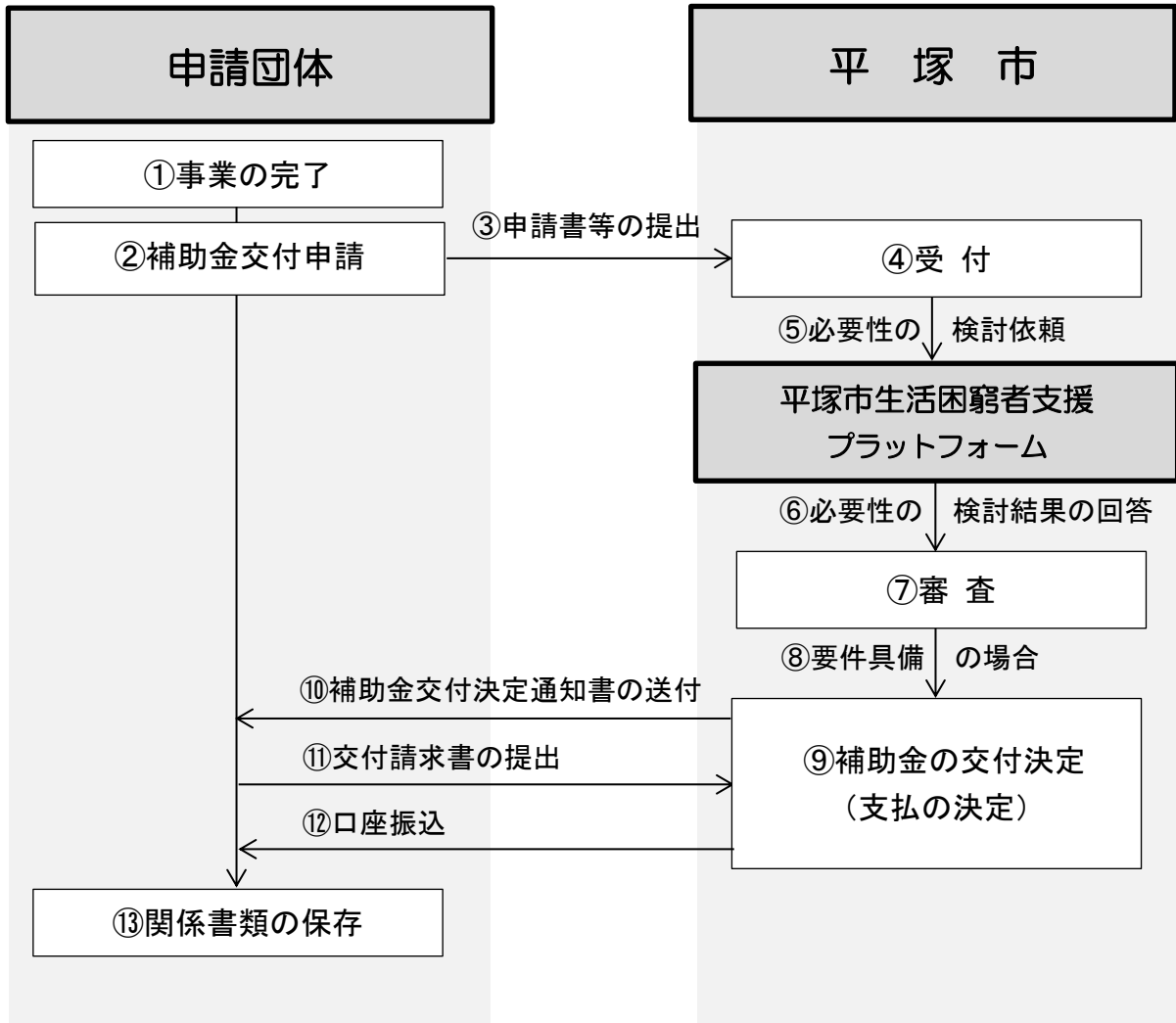
提出いただいた申請書類を基に、「平塚市生活困窮者支援プラットフォーム」において、下表の検討項目により、申請された事業の必要性を検討します。

【検討項目】

- (1) 「平塚市くらしサポート相談」との連携について
 - ① 「平塚市くらしサポート相談」と連携が図られているか
- (2) 支援活動について
 - ① 地域の生活困窮者支援において、必要な支援となっているか
 - ② コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響に伴う支援ニーズの高まりによる事業量の増加が見られるか
 - ③ 本補助金を受けた時点から支援ニーズの増加傾向が続いており、平時に比べて支援ニーズが増大しているか
 - ④ 支援対象エリアを拡大しているなど、事業を拡大しているか

※③、④については、令和4年度に本補助金の交付を受けた団体の場合、いずれかに該当をするか検討します。

8 手続の流れ



9 その他の留意事項等

- 現在計画されている事業が補助の対象になるかどうか、支出を予定されている経費が補助の対象になるかどうかなど、本事業について不明な点がある場合は、お問い合わせください。
- 補助の対象となる事業を実施するに当たっては、関係法令の遵守を徹底してください。
- 補助金の収支に関する帳簿やその事実を明らかにする書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間（令和11年3月31日まで）保管していただく必要があります。
- 補助金の交付決定を受けた事業については、「平塚市生活困窮者支援プラットフォーム」において必要性の検討を行うとともに、必要に応じて、実施団体名や事業の内容等を平塚市から市民や他の団体等に対し情報提供させていただきます場合があります。

- 団体から提出された書類等については、個人情報の保護に関する法律、平塚市情報公開条例、平塚市個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、平塚市から問合せがあった際に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。
- その他、補助金の交付決定を受けた場合は、「平塚市補助金等の交付に関する規則」及び「令和5年度平塚市生活困窮者支援団体物価高騰対策補助金交付要綱」を遵守してください。

10 問い合わせ先（申請書等提出先）

平塚市福祉部福祉総務課 保健福祉総合相談担当

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

電話：0463-21-8779（直通）

Eメール：fukushi@city.hiratsuka.kanagawa.jp